

d 払い／ドコモ払いご利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）がお客さまに提供する d 払い（ただし、d 払い(iD)（第 2 条に定義）は、本規約上 d 払いには含まないものとします）及びドコモ払い（以下、総称して「本サービス」といいます）は、この d 払い／ドコモ払いご利用規約（以下「本規約」といいます）に従って提供されます。この場合において、本規約は、契約約款の一部を構成します。

第 1 条（規約の適用）

- 1.本規約は、お客さまによる本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。
- 2.本サービスは、お客さまと当社との間の契約状態に応じて、次の各号のとおり適用される規定が異なります。
 - (1)お客さまが回線契約者である場合：お客さまが sp モード（第 2 条第 3 号）を通じて本サービスを利用された場合は契約約款、sp モード規則（第 2 条第 2 号）及び sp モード細則（第 2 条第 2 号）が、i モード（第 2 条第 3 号）を通じて本サービスを利用された場合は契約約款及び i モード規則（第 2 条第 2 号）が適用され、ahamo インターネット接続サービス（第 2 条第 3 号）を通じて本サービスを利用された場合は契約約款、ahamo インターネット接続サービスご利用規則（第 2 条第 2 号）及び ahamo インターネット接続サービスご利用細則（第 2 条第 2 号）が適用されます。ただし、本規約と sp モードご利用規則等の規定に矛盾がある場合は、本規約の規定が優先的に適用されます。
 - (2)お客さまが非回線契約者である場合：前文の規定にかかわらず、本規約のみが適用されます。
- 3.お客さまが回線契約者であっても、回線契約等に基づく本サービスの利用ではない場合は、非回線契約者として本規約の適用を受けるものとします。

第 2 条（用語の定義）

本規約において次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。本条に定めのない用語の意味は、本文中に定めるとおりとします。

- (1)契約約款：本サービスを利用することができるものとして当社が別に指定する 5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款又は FOMA サービス契約約款をいいます。
- (2)sp モードご利用規則等：契約約款、並びに当社が別に定める sp モードご利用規則（以下「sp モード規則」といいます）及び sp モードご利用細則（以下「sp モード細則」といいます）又は i モードご利用規則（以下「i モード規則」といいます）又は「ahamo インターネット接続サービスご利用規則」および「ahamo インターネット接続サービ

スご利用細則」の総称をいいます。

- (3)sp モード等：当社が sp モードご利用規則等に基づき提供する、インターネット接続等の機能を有するサービスである「sp モード」（以下「sp モード」といいます）又は「i モード」（以下「i モード」といいます）又は「ahamo インターネット接続サービス」総称をいいます。
- (4)回線契約者：当社との間で、契約約款に基づく 5G 契約、Xi 契約又は FOMA 契約（以下併せて「回線契約」といいます）及び sp モード等の利用に関する契約（以下総称して「回線契約等」といいます）が成立しているお客さまをいいます。
- (5)非回線契約者：回線契約者以外のお客さまをいいます。
- (6)電話料金合算払い：sp モードご利用規則等に基づき支払う毎月の携帯電話料金及び sp モード又は i モードの利用料又は 5G サービス契約約款に基づき支払う毎月の携帯電話料金（以下総称して「通信料等」といいます）とともに、商品等購入代金を支払う方法をいいます。
- (7)口座払い／口座充当／ドコモ口座払い：当社が別に定める「口座利用規約」又は「口座（プリペイド）利用規約」に従い、お客さま名義のドコモ口座の残高から商品等購入代金を支払う方法をいいます（口座払い及び口座充当は、d 払い又はドコモ口座のサイト又はアプリケーション上は、「d 払い残高からのお支払い」と表示される場合があります、以下同じとします）。加盟店又は商品等の種類に応じて、口座払い、口座充当又はドコモ口座払いとして利用できる方法が異なります。
- (8)クレジットカード払い：当社が発行するクレジットカードである d カード又は当社が別途指定するクレジットカードの中からお客さまが登録したクレジットカードを利用して、商品等購入代金を支払う方法をいいます。
- (9)d ポイント充当：商品等購入代金の全部又は一部について、会員が保有する d ポイント及び d ポイント（期間・用途限定）（いずれも d ポイントクラブ会員規約に定めるものをいい、以下同じとします。以下総称して「d ポイント等」といいます）を、1 ポイント＝1 円換算にて 1 ポイントから充当することにより支払う方法をいいます。
- (10)d ポイントクラブ会員：当社が別に定める「d ポイントクラブ会員規約」（以下「d ポイントクラブ会員規約」といいます）に基づき提供される会員制度「d ポイントクラブ」の会員をいいます。
- (11)d アカウント：当社が別に定める「d アカウント規約」（以下「d アカウント規約」といいます）に基づき発行するアカウントをいいます。
- (12) d アカウントの連絡先携帯電話番号：d アカウント利用規約に基づき登録された連絡先携帯電話番号をいいます。
- (13) ビジネス d アカウント：当社が別に定める「ビジネス d アカウント規約」（以下「ビジネス d アカウント規約」といいます）に基づき発行するアカウントをいいます。
- (14)d 払い（バーコード決済）：d 払い加盟店（街のお店）において、バーコード又は QR

コード等を利用して、商品等購入代金を支払う方法をいいます。

- (15)d 払い（ネット）：d 払い加盟店（ネット）において、本認証（第 10 条第 1 項に定義。以下同じとします。）を行うことにより商品等購入代金を支払う方法をいいます。
- (16)d 払い請求書払い：請求書又は納付書に付されたバーコードを利用して、本認証を行うことにより商品等購入代金を支払う方法をいいます。
- (17)d 払い：d 払い（バーコード決済）、d 払い（ネット）及び d 払い請求書払いの総称をいいます。
- (18)ドコモ払い：当社の商品等又はドコモ払い加盟店において、本認証を行うことにより商品等購入代金を支払う方法をいい、ドコモ ケータイ払いとの名称で提供中のサービスを含みます。
- (19)d 払い加盟店（街のお店）：商品等購入代金の決済手段として d 払い（バーコード決済）に対応している実店舗をいいます。なお、当社が公表する各種媒体において「d 払い加盟店（街のお店）」と表記する場合には、d 払い(iD)加盟店も含むことがあります。が、本規約上は本号前段に規定の意味に限るものとします。
- (20)d 払い加盟店（ネット）：商品等購入代金の決済手段として d 払い（ネット）に対応しているインターネット上の店舗をいいます。
- (21)d 払い請求書払い加盟店：商品等購入代金の支払い方法として d 払い請求書払いに対応している加盟店をいいます。
- (22)ドコモ払い加盟店：商品等購入代金の決済手段としてドコモ払いに対応しているインターネット上の店舗をいいます。
- (23)加盟店：d 払い加盟店（街のお店）、d 払い加盟店（ネット）、ドコモ払い加盟店及び d 払い請求書払い加盟店の総称をいいます（商品等購入代金に係る債権を、直接又は間接に、当社との間で加盟店契約（事業者が加盟店となるための当社との間の契約をいいます）を締結している者に譲渡している者であって、当社が別に認めた者を含みます）。
- (24)d 払い(iD)：当社が別に定める「d 払い(iD)利用規約」に基づき提供する決済サービスをいいます。
- (25)d 払い(iD)加盟店：商品等購入代金の決済手段として d 払い(iD)に対応している実店舗又はインターネット上の店舗（iD マークを掲げている店舗）をいいます。
- (26)商品等：加盟店、加盟店が提供するウェブサイトに出品する第三者又は当社が販売又は提供する商品、サービス、情報等又は権利等をいいます。
- (27)商品等購入代金：商品等の代金若しくは対価又は加盟店に対して若しくは加盟店等を通じ第三者に対して納付される寄附金若しくは公租公課その他の公金をいいます。ただし、公租公課その他の公金については d 払い請求書払いにおいてのみ取り扱いします。
- (28)ご利用限度額：お客さまの回線契約等单位で、1 か月間に本サービスをご利用いた

ける限度額をいいます。

(29)設定可能ご利用限度額：当社がお客さまごとに設定するご利用限度額の上限をいいます。

(30)売買契約等：加盟店又は当社とお客さまとの間で締結される商品等の売買契約又は提供契約等をいいます。

(31)対応端末：当社が本サービスアプリを利用することができる自営端末設備として別途本サービスサイト上で指定する端末をいいます。

(32)利用端末：本サービスの利用にあたってお客さまが利用する端末をいい、対応端末及びPC等を含みます。

(33)本サービスアプリ：本サービスを利用するために必要となる本サービス専用のアプリケーションソフトウェアをいいます。

(34)アプリ使用条件：当社が本サービスアプリの使用条件として別途定め、本サービスアプリに表示されるものをいいます。

(35)本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した、当社が提供するウェブサイト进行いいます。

第3条（本サービス）

- 1.本サービスは、お客さまが、本規約の定めに従って商品等購入代金を支払うことができる決済サービスです。本サービスの利用可能地域は、本サービスサイト上に定めるものとします。
- 2.本サービスにおいて用いることができる支払方法は、お客さまと当社との間の契約状態又は第9条第1項に定める課金方法に応じて、別紙に掲げるとおりとします。また、本サービスに対応する当社の商品等又は加盟店ごとに利用可能な支払方法も異なります。対応する支払方法及び支払方法の詳細は、別紙及び本サービスサイト上のほか、本サービスに対応する当社の商品等又は加盟店のウェブサイト上に定めるとおりとします。
- 3.d払い（バーコード決済）及びd払い請求書払いをご利用いただくためには、お客さまがご利用中の対応端末に本サービスアプリをインストールし、利用に必要な設定を事前に行っていただく必要があります。
- 4.お客さまが回線契約者である場合には、お申込みにより本サービスの利用を停止することができます。ただし、当該停止中であっても、お客さまが商品等購入代金全額をdポイント充当によりお支払いいただく場合には本サービスをご利用いただけます。

第4条（ご利用条件）

- 1.お客さまは、本規約の各条項に定める本サービスのご利用条件を満たさない場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスをご利用いただくことはできません。
 - (1)回線契約等の契約名義が法人であり、本サービスの利用申込みをされていない場合

- (2)通信料等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合
- (3)当社に対するその他の債務（回線契約に係る工事費又は割増金等の通信料等以外の債務）の支払状況が、当社が定める基準に適合しない場合
- (4)当月の電話料金合算払いにて支払う金額（sp モードご利用規則等に基づき電話料金合算払いにて支払うものを含み、以下同じとします）の総額がご利用限度額（第 5 条第 1 項に定めるものとし、以下同じとします）に達した場合。ただし、商品等購入代金の支払いを行う際にご利用限度額を超過する場合にあってはその超過分について、当該支払いの際に既にご利用限度額に達している場合にあっては商品等購入代金全額について、口座充当若しくは d ポイント充当によりお支払いいただくか、又は支払方法を変更することによりご利用いただけます。
- (5)回線契約の料金プランとして提供条件書に基づくタイプリミット等を選択している場合に、タイプリミット等における利用上限額に達し、当社が本サービスの利用を停止している場合。ただし、商品等購入代金の支払いを行う際に利用上限額を超過する場合にあってはその超過分について、当該支払いの際に既に利用上限額に達している場合にあっては商品等購入代金全額について、口座充当若しくは d ポイント充当によりお支払いいただくか、又は支払い方法を変更することによりご利用いただけます。
- (6)お客さまが非回線契約者の場合において、当社が d アカウントの連絡先携帯電話番号の登録方法に関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<https://id.smt.docomo.ne.jp/src/utility/regcontphone_flow.html>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）に定める方法により d アカウントの連絡先携帯電話番号の登録を行っていない場合。なお、同一の携帯電話番号を複数の d アカウントの連絡先携帯電話番号として登録することはできません。
- (7) お客さまが非回線契約者の場合において、d アカウントの連絡先携帯電話番号宛てに当社が送信する SMS（ショート・メッセージ・サービス）を受信できない場合
- (8)当社指定のブラウザ若しくはアプリケーション以外から商品等の販売ウェブサイトなどにアクセスしている場合、又はブラウザの SSL 機能、JavaScript 機能及び Cookie 機能が有効ではない場合
- (9)本サービスの利用にあたり登録されたクレジットカードが無効、利用限度額の超過（本サービスの利用により、当該クレジットカードの利用限度額を超過することとなる場合を含みます）その他理由の如何を問わずクレジットカード会社からクレジットカードの利用の承認が下りない場合
- (10)本規約、d ポイントクラブ会員規約又は d アカウント規約その他当社が定める規約等のいずれかに違反したことがある又は違反したおそれがある場合
- (11)その他、当社の定める基準により本サービスをご利用いただくことが不適切と判断された場合

(12)その他、当社の業務の遂行上支障がある場合

(13)ビジネス d アカウントを申込みされている場合

- 2.お客さまが未成年者又は売買契約等の締結及び本サービスの利用にその保佐人若しくはその補助人の同意を要する旨の家庭裁判所の審判を受けている被保佐人若しくは被補助人である場合は、売買契約等の申込み及び本サービスの利用について、それぞれ法定代理人（親権者又は未成年後見人）又は保佐人若しくは補助人の事前の同意を得るものとします。

第5条（電話料金合算払い）

- 1.加盟店との売買契約等において、本サービスを利用して電話料金合算払いにより商品等購入代金をお支払いいただく場合には、当該売買契約等の成立後、当社から加盟店に対して立替払いを行い、お客さまは、当該商品等購入代金と同額を、お客さまが通信料等の支払方法として設定している方法（口座振替、請求書又はクレジットカードによる支払いをいい、以下本項において同じ）により当社に対して支払うものとします。お客さまは、当社に対して当該立替払いを委託するものとします。当社との売買契約等において、本サービスを利用して電話料金合算払いにより商品等購入代金をお支払いいただく場合には、お客さまは、商品等購入代金を、お客さまが通信料等の支払方法として設定している方法により当社に対して支払うものとします。
- 2.前項にかかわらず、当社は、契約約款に基づき、商品等購入代金について加盟店への立替払いにより取得した債権又は当社が有する商品等購入代金に係る債権を NTT ファイナンス株式会社（以下「NTT ファイナンス」といいます）に対して譲渡することができるものとし、当該譲渡を行った場合、お客さまは、NTT ファイナンスからの請求に応じて支払うものとします。
- 3.前二項にかかわらず、お客さまが通信料等の支払方法として設定している方法がクレジットカードによる支払いである場合は、お客さまは、当社が別に定める「クレジットカード支払規約」に基づき、当該クレジットカードを発行する会社に対して支払うものとします。
- 4.本サービスを利用して、電話料金合算払いにより商品等購入代金をお支払いいただく場合には、以下のとおりご利用限度額の適用があります。
 - (1)お客さまは、設定可能ご利用限度額の範囲内にて、ご利用限度額を 0 円から 1,000 円単位で設定することができます。ただし、ご契約状況及び支払状況等によっては、設定可能ご利用限度額の範囲内であっても、お客さまが希望するご利用限度額に変更（一旦減額した後に元のご利用限度額に戻すことを含みます）できない場合があります。
 - (2)設定可能ご利用限度額は、お客さまのご契約期間その他ご契約状況、ご利用状況やお支払状況等に応じて下表の範囲内で、当社にて決定します。なお、当社は、所定の条件を満たさなくなったと判断したときには、当該設定を取り消す場合があります、この場

合には下表の範囲でお客さまの設定可能ご利用限度額を決定します。

ご契約期間（＊）	設定可能ご利用限度額
1～3 か月目	～1 万円／月
4～24 か月目	～3 万円／月
25 か月目以降	～5 万円／月、～8 万円／月、～10 万円／月

＊ お客さまの回線契約等のご契約期間を指しますが、実際のご契約期間と一致しない場合があります。

- (3)ご利用限度額は、お客さまご自身で任意の金額に設定している場合を除き、設定可能ご利用限度額と同額とし、当社が設定可能ご利用限度額を変更する際には、同額に自動変更します。自動変更をご希望ではないお客さまは、必ずご自身でご利用限度額の設定を変更してください。なお、当社が設定可能ご利用限度額を減額し、お客さまご自身で設定されているご利用限度額を下回る場合、ご利用限度額は設定可能ご利用限度額と同額に自動的に変更されます。
- (4)当月の設定可能ご利用限度額の反映までに数日かかることがあります。設定可能ご利用限度額が減額となる場合、ご利用代金が設定可能ご利用限度額を上回ることがあります。
- (5)お客さまが未成年の場合、お客さまが当社に利用者情報として届け出ている方が未成年者の場合又は法人契約の場合には、一部の場合を除き、設定可能ご利用限度額は一律 1 万円／月となります。
- (6)当月の電話料金合算払いにて支払う金額の総額がご利用限度額に達した場合、又はタイプリミット等の料金プランの利用上限額に達した場合、当社は速やかに本サービスの利用を停止いたしますが、直ちに本サービスをご利用いただけなくなるわけではありません。商品等の種類又は決済手続の完了時期その他の理由により、ご利用限度額又は利用上限額超過後も本サービスの利用ができ、請求金額がご利用限度額又は利用上限額を超える場合がありますが、この場合であっても、お客さまにお支払いいただきます。
- 5.お客さまから、商品等購入代金について支払期日を経過してもお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があったときを除き、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息としてお支払いいただきます。ただし、当社が sp モードご利用細則等に規定する延滞利息の支払義務の適用を受けているお客さまの回線契約等について、その延滞利息以外に、当該回線契約等に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その延滞利息の支払義務を適用しない場合があります。
- 6.お客さまが回線契約者である場合には、回線契約等の解約の際に、通信料などと一緒に商

品等購入代金をお支払いいただくことがあります。

第6条（クレジットカード払い）

- 1.本サービスを利用して、クレジットカード払いにより商品等購入代金をお支払いいただく場合には、当社が別途指定するクレジットカードの中から利用するクレジットカード（お客さまご自身の名義のクレジットカードに限ります）をご登録いただき、当該クレジットカードにより1回払いにてお支払いいただきます。ただし、当社が別途指定する場合は、商品等購入代金のお支払いにクレジットカード払いを利用することができない場合があります。
- 2.クレジットカード払いは、クレジットカード会社（お客さまが登録したクレジットカードを発行する会社をいい、以下同じとします）が定めるクレジットカード会員規約（クレジットカードの利用限度額、延滞利息等）に基づきご利用いただくものとします。なお、クレジットカード会社が定めるクレジットカード会員規約その他のクレジットカードの利用に関する条件等を確認する責任はお客さまご自身にあり、当社は、責任を負いません。
- 3.お客さまが第1項に基づき登録したクレジットカードの有効期限等のクレジットカード情報が変更又は更新された場合、お客さまは速やかに当社にその旨を申し出るものとします。当該変更又は更新の申出がない場合、本サービスをご利用いただけないことがあります。なお、クレジットカード会社から当社に対して、クレジットカード情報の変更又は更新に関する情報が通知された場合には、お客さま自身からの申出と同等に取り扱う場合があります。
- 4.クレジットカード会社が定めるクレジットカード会員規約に基づき、お客さまが当該クレジットカードに係る会員資格を喪失した場合、又はクレジットカード会社が商品等購入代金に係る債権の譲渡又は立替払いに応じず、若しくは当該債権の譲渡又は立替払いを取り消した場合、お客さまによる当該商品等購入代金に係るクレジットカード払いによるお支払いは取り消され、当社若しくは加盟店から直接請求されるか、又は当該商品等購入代金に係る売買契約等が解除されたものとして取り扱われる場合があります。
- 5.当社は、お客さまが本サービスにおいて商品等購入代金のお支払いにクレジットカードを利用される際に登録されたクレジットカード番号等の決済情報を、次回以降のお客さまによる本サービスのご利用又は当社の他のサービスのご利用の際に利用し、決済画面等に表示することがあります。
- 6.お客さまがd払い加盟店（街のお店）で高額な商品等を購入される際にd払い（バーコード決済）を利用される場合等（ただし、本条に定めるクレジットカード払いを利用される場合に限ります）、d払い加盟店（街のお店）に対して第1項に基づき登録したクレジットカードの実物をご提示いただくことがあります。

第7条（口座払い／口座充当／ドコモ口座払い）

1. 加盟店（d 払い請求書払い加盟店を除きます。以下本項において同じとします）との売買契約等において、本サービスを利用して口座払い／口座充当／ドコモ口座払いにより商品等購入代金をお支払いいただく場合には、当該売買契約等の成立後、当社から加盟店に対して立替払いを行い（ただし、口座充当の場合に立替払いを行う金額は、お客さまが口座充当において設定した金額とします）、お客さまは、当該立替払いに係る金額についてドコモ口座の残高から当社に対して支払うものとします。お客さまは、当社に対して当該立替払いを委託するものとします。当社との売買契約等において、本サービスを利用して口座払い／口座充当／ドコモ口座払いにより商品等購入代金をお支払いいただく場合には、お客さまは、商品等購入代金（ただし、口座充当の場合には、お客さまが口座充当において設定した金額とします）を、ドコモ口座の残高から当社に対して支払うものとします。なお、お客さま名義のドコモ口座の残高が商品等購入代金に満たないとき、その他当社が別途指定するときは、口座払い／口座充当／ドコモ口座払いをご利用いただけません。
2. d 払い請求書払い加盟店が取り扱う商品等購入代金について、本サービスを利用して口座払いによりこれをお支払いいただく場合には、当社が d 払い請求書払い加盟店に代理して当該商品等購入代金を受領することを承諾するものとします。この場合、当社が当該商品等購入代金を受領した時点をもってお客さまの当該商品等購入代金に係る債務が消滅するものとします。なお、お客さま名義のドコモ口座の残高が商品等購入代金に満たないとき、その他当社が別途指定するときは、口座払いをご利用いただけません。
3. 当社は、口座払い／口座充当／ドコモ口座払いにより 1 度のお支払いにご利用いただける金額に上限を定める場合があります。上限を超えた金額は、別のお支払方法にてお支払いいただきます。

第 8 条（d ポイント充当）

1. お客さまが d ポイントクラブ会員である場合には、本サービスを利用して、d ポイント充当により加盟店（d 払い請求書払い加盟店を除きます。以下本条において同じとします）との売買契約等に基づく商品等購入代金を支払うことができます。ただし、お客さまが保有する d ポイント等の数に基づき換算された金額が、商品等購入代金のうちお客さまが d ポイント充当を利用して支払うことを選択した金額に満たないとき、その他当社が別途指定するときは、d ポイント充当をご利用いただけません。
2. 加盟店との売買契約等において、本サービスを利用して d ポイント充当により商品等購入代金をお支払いいただく場合には、当該売買契約等の成立後、お客さまが設定した d ポイント等の数に基づき換算された金額について、当社から加盟店に対して立替払いを行い、直ちにお客さまが設定した d ポイント等の数が消費されます。お客さまは、当社に対して当該立替払いを委託するものとします。当社との売買契約等において、本サービスを利用して d ポイント充当により商品等購入代金をお支払いいただく場合には、当該売買契

約等の成立後、直ちにお客さまが設定した d ポイント等の数が消費されます。

- 3.商品等購入代金の一部の支払いに d ポイント充当を利用された後に、原因の如何を問わず、当該売買契約等に係る商品等購入代金に関するお客さまへの請求金額を減額する必要がある場合、当社は、d ポイント充当を利用せずに支払われた金額から先に減額し、減額する額が d ポイント充当を利用せずに支払われた金額を超過する場合にのみ、当該超過額分に相当する d ポイント等をお客さまに返還します。ただし、当社が d ポイント等をお客さまに対して返還すべき事由がある場合であっても、お客さまが d ポイントクラブ会員規約に基づき当社にご登録いただいている会員情報の内容変更や d ポイントクラブからの退会をされた場合、加盟店から別段の指示があった場合等、d ポイント等が返還されない場合や返還条件等が変更となる場合があります、お客さまはこれに同意するものとします。
- 4.d 払い（バーコード決済）における d ポイント充当のご利用の場合、1 度のお支払いにご利用いただける d ポイント等の数に上限を定める場合があります。上限を超えた金額は、別のお支払方法にてお支払いいただきます。

第 9 条（課金及び支払い）

- 1.商品等購入代金の課金方法には、以下の種類のものがあります。
 - (1)継続課金：売買契約等に基づき決定される課金対象月の月数に応じて、ひと月単位で商品等購入代金を課金する方法（なお、課金対象月の途中で売買契約等を締結され、又は解約された場合でも、当該月をひと月として計算し、日割り計算はいたしません）
 - (2)随時決済：お客さまが特定の加盟店との間で発生する将来の売買契約等に係る商品等購入代金を随時決済により支払うための所定の事前手続を完了している場合に、売買契約等の発生時にお客さまによる本サービスの利用手続を必要とすることなく、加盟店の申告に基づき商品等購入代金を課金する方法（ただし、随時決済の利用にかかる事前手続を行った日、売買契約等が成立した日又は商品等の販売若しくは提供が行われた日のいずれか早い日から 12 か月が経過するまでの間本サービスのご利用がない場合、当該事前手続による随時決済の利用にかかる承諾は自動的に撤回されます）
 - (3)都度課金：継続課金及び随時決済以外の商品等購入代金（商品等の個数、利用回数・期間等に応じて課金される商品等購入代金があります）を課金する方法
- 2.お客さまによる本規約に基づく当社への立替払いの委託その他本サービスを利用した商品等購入代金の決済は、当社の承認を得ない限り、これを解除、取消し又は撤回をすることはできません。
- 3.お客さまが商品等購入代金の決済手段として本サービスを選択された場合、当社の承認を得ない限り、加盟店に対して直接商品等購入代金を支払うことはできません。
- 4.本サービスを利用して商品等購入代金をお支払いいただく場合、分割によるお支払いはできません。

- 5.一部の加盟店においては、商品等購入代金の本サービスによる決済が確定する前に、支払方法に応じて当該商品等購入代金の金額又は d ポイント等を設定することができる場合があり、この場合において、当該金額又は d ポイント等が本サービスによる決済が確定した際の実際金額を上回るときには当該差額分（金額又は d ポイント等）を、又は本サービスによる決済が確定しなかったときには設定した金額又は d ポイント等を、お客さまに返金又は返還いたします。ただし、d ポイント等については、返還時点において利用期限を過ぎている場合、返還することができません。

第 10 条（認証）

- 1.本サービスを利用される際には、本サービスアプリ上又は本認証に係る画面上に定めるところに従って、パスワード等による認証（以下「本認証」といいます）を行っていただきます（本認証に必要なパスワード等を以下「認証パスワード等」といいます）。
- 2.本サービスを利用される際に、当社による本認証の他に、加盟店が定める認証方法による認証が求められることがあります。当該加盟店による認証に関して当社は責任を負わず、当該認証に関する紛争は、お客さまと加盟店において解決するものとします。
- 3.d 払い（バーコード決済）及び d 払い請求書払いの場合、その利用にかかる事前設定に限り本認証が必要となり、売買契約等又は商品等購入代金の支払いの利用の際には本認証は求められません。お客さまは、d 払いに利用する利用端末をお客さまの責任において十分注意して管理するとともに、必要に応じて利用端末の画面ロック設定や本サービスアプリの「お支払い画面のセキュリティ」機能を有効にするなどの安全措置を活用して、他人による不正利用等を防ぐものとします。
- 4.本条に基づき本認証が入力された上で本サービスが利用された場合、当社は、当該利用がお客さまによりなされたものとみなし、当該利用の対象となった商品等購入代金は、お客さまにお支払いいただきます。
- 5.本認証ができない場合（認証パスワード等がロック状態にあり、入力いただけない場合を含みます）は、売買契約等を解約することができない場合がありますので、ご注意ください。

第 11 条（d ポイントの進呈）

1. d ポイントクラブ会員であるお客さまが、本サービスのうち、商品等購入代金の金額に応じて d ポイントの進呈を受けられるサービスを利用される場合、当社は、別紙に定めるところにより d ポイントを進呈します。お客さまに進呈される d ポイントの条件は、加盟店又は当社の指定により異なる場合や、お客さまが選択した支払方法等によって異なる場合があります。詳細は本サービスサイト等において案内いたします。
- 2.商品等購入代金のうち d ポイント充当を利用して支払った金額分については、本条に基づく d ポイントの進呈の対象外とします。

- 3.本条に基づく d ポイントの進呈は、d ポイントの進呈の対象となる商品等購入代金に係る決済情報の確認処理を完了した際に進呈されます。ただし、d ポイントクラブにかかるシステムの運用状況により d ポイントの進呈が遅延する場合があります。
- 4.本条に基づく d ポイントの進呈のほか、当社は、加盟店又は当社自らが企画する施策等により、お客さまに対して d ポイント等を進呈する場合があります。これらの施策等を実施する場合には、その内容の詳細について、本サービスサイト等において案内します。
- 5.d ポイント等の進呈及び利用に関する条件等は、本規約に定める事項を除き、d ポイントクラブ会員規約の提供条件その他当社が当該条件等を個別に定める規約等に定めるところによります。

第 12 条（加盟店との債権債務）

- 1.加盟店におけるお客さまによる商品等の購入又は利用は、お客さまと加盟店との間の取引です。当社は、当該取引の当事者ではなく、商品等につき保証をせず、また責任を負うものではありません。
- 2.お客さまが売買契約等の解除・取消し等をする場合、お客さまご自身で、加盟店との売買契約の場合は加盟店の定める方法により、当社との売買契約の場合は当社が別に定める方法により、当該解除・取消し等の手続を行う必要があります。
- 3.加盟店との間の取引又は債権債務に係る紛争は、お客さまと加盟店との間で解決するものとし、また、加盟店における売買契約等の解除・取消し・無効その他の理由により、本サービスを利用してお支払いいただいた商品等購入代金の精算等の必要が生じた場合は、加盟店とお客さまとの間で実施するものとし、
- 4.売買契約等の解除・取消し・無効その他の理由により、加盟店がお客さまに商品等購入代金を返還すべき場合でも、当社は、一旦支払を受けた商品等購入代金についてはお客さまに返還する義務を負わないものとし、また、当社が加盟店から現に商品等購入代金の返還を受けた場合、当社からお客さまに当該商品等購入代金を返還する場合があります。返還を行う場合、お客さまが口座払い／口座充当／ドコモ口座払いを利用されたときは、当社は、返還する商品等購入代金をお客さま名義のドコモ口座に入金する方法、翌月以降の通信料等の請求との相殺による方法その他当社が適当と認める方法によって返還し、d ポイント充当を利用されたときは、当社が適当と認める方法によって d ポイント等を返還しますが、返還までに時間を要する場合があります。なお、商品等購入代金に充当した d ポイントについて、売買契約等の解除・取消し・無効その他の理由の発生時点において有効期限が過ぎている場合、その他第 8 条第 3 項但し書きに記載の返還できない事由に該当する場合は返還できません。
5. 加盟店（d 払い請求書払い加盟店を除きます。以下本項において同じとします）との間の売買契約等に基づく商品等の所有権は、当社が加盟店に対して商品等購入代金の支払いをした時点で当社（クレジットカード払いの場合はクレジットカード会社）に移転します。

また、お客さまが、加盟店又は当社との間の売買契約等に係る商品等購入代金をお支払いされるまでの間は、当該商品等の所有権は当社（クレジットカード払いの場合はクレジットカード会社）に留保されます。

6.お客さまは、売買契約等に基づく商品等の提供を受ける権利を譲渡することはできません。

第13条（本サービスアプリの瑕疵）

当社は、本サービスアプリに本規約に定める内容に適合しない点（以下「契約不適合」といいます）が発見された場合で、当該契約不適合の修補が必要であると認めたときは、本規約に定める内容に適合する本サービスアプリを提供し、又は当該本サービスアプリの契約不適合を修補するものとします。この場合、お客さまは、本サービスアプリを再ダウンロードし、又はバージョンアップする必要があります。なお、本サービスアプリの再ダウンロード又はバージョンアップが完了するまでの間、本サービスを利用できないことがあります。

第14条（禁止事項）

お客さまが回線契約者である場合、本サービスの利用にあたって、契約約款に基づき回線契約者に課せられる義務に違反する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

第15条（本サービスの中断・停止）

1.当社は、次の各号に該当する場合、事前にお客さまに通知又は周知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に中断することができるものとします。

- (1)本サービスにかかるシステムその他本サービスにかかる機器、設備又はシステム等の保守上又は工事上やむを得ない場合
- (2)火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本サービスの全部又は一部の運営ができなくなった場合
- (3)本サービスにかかるシステムの障害等により、本サービスの全部又は一部の運営ができなくなった場合
- (4)災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する場合
- (5)ビジネスdアカウントを申込されている場合
- (6)その他当社が運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部提供の中断が必要であると判断した場合

2.当社は、お客さまが次の各号に該当するときは、本サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。

- (1)商品等購入代金を、その支払期限後当社の定める期間を経過してもなお支払わないとき（クレジットカード会社が定める支払期限までに支払いがない場合を含みます）。

- (2)本規約、d ポイントクラブ会員規約又は d アカウント規約その他の当社が定める規約等のいずれかに違反したとき。
 - (3)本サービスの利用にあたり、認証パスワード等を不正に利用したとき。
 - (4)本サービスを利用して不正な決済を行ったとき。
 - (5)現金等を得る目的で本サービスを利用したとき。
 - (6)第 4 条に定めるご利用条件に合致しないことが判明したとき。
 - (7)回線契約者については、回線契約等が解約されたとき、又は回線契約等の名義変更、個人名義間での承継、改番若しくは電話番号保管があったとき。
 - (8)非回線契約者については、d アカウントが削除されたとき。
 - (9)認証パスワード等を第三者に利用されること等による不正な決済が行われ、又はそのおそれがあるとき。
 - (10)その他、当社の定める基準により本サービスの利用を停止することが適切と判断されたとき。
- 3.本サービスの利用が中断、停止（第 3 条第 4 項に基づくお客さまによる停止のお申込みの場合を含み、以下本項において同じとします）された場合であっても、お客さまと加盟店との間で締結された売買契約等には一切影響を与えません。そのため、お客さまは、中断、停止前に加盟店との間で締結された売買契約等に基づく商品等購入代金については、これを本規約に基づき支払うものとします。なお、継続課金の対象となる商品等購入代金のうち、本サービスの利用停止日の翌月以降分のものについては、お客さまは、売買契約等に従い、直接加盟店に対してこれを支払う必要があります。
- 4.前項の規定にかかわらず、第 2 項第 7 号に該当する場合、その時点において、売買契約等（随時決済が適用される売買契約等のうち従量制の料金体系により商品等の販売又は提供が行われるものは除きます）は解約となります。ただし、第 2 項第 7 号のうち sp モードが解約された時点において i モードをご契約中のとき（同時にお申込みのときを含みます）に限り、継続課金が適用される売買契約等のうち、加盟店等により、sp モードの利用契約終了後も引き続き有効に存在する旨が指定されている売買契約等は引き続き有効に存続するものとします。
- 5.お客さまが回線契約者である場合に、回線契約等の利用の一時中断をされた場合も、新たに商品等購入代金の決済手段として本サービスを利用することはできず、利用を再開するためには、回線契約等の利用を再開していただく必要があります。なお、この場合でも、お客さまが回線契約等の利用の一時中断前に生じた商品等購入代金については、お客さまは、引き続き本規約に基づき支払うものとします。
- 6.当社は、前各項の措置によりお客さまが損害を被った場合でも責任を負わないものとします。ただし、契約約款に基づき当社が責任を負う場合は、この限りではありません。

第 16 条（本サービスの廃止）

当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、お客さまに対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって本サービスはご利用いただけなくなります。

第 17 条（補償等）

1. sp モード規則第 5 条第 5 項、i モード規則第 12 及び第 13、ahamo インターネット接続サービスご利用規則第 3 条第 4 項、d アカウント利用規約第 7 条第 1 号並びに本規約第 10 条第 4 項の定めにかかわらず、お客さまの利用端末の紛失・盗難等又は認証パスワード等に関する情報の盗取又は詐取その他の事由が発生し、これにより、本サービスを利用された場合において、お客さまの利用端末又は認証パスワード等が第三者により不正に利用されたと当社が判断した場合であって、お客さまが次の各号に定める全ての手続を行ったときは、当社は、当該不正利用によりお客さまに生じた損害の額に相当する金額を補てんします。ただし、次項に定める各事由に該当する場合を除きます。
 - (1)利用端末の紛失・盗難等が生じた場合には、直ちに当社及び警察署に申告すること。
 - (2)不正利用による損害を知った場合に、直ちに当社及び警察署に申告すること。
 - (3)当社の求めに応じ、不正利用による損害の発生を知った日から 30 日以内に、当社が損害の補てんに必要と認める書類を当社に提出すること。
 - (4)当社又は当社が指定する者の指示に従い被害拡大の防止のために必要となる措置を実施するとともに、事実確認、被害状況等の調査に協力すること。
- 2.次の各号に定める事由に該当すると当社が判断した場合には、お客さまは、前項による損害の補てんを受けることができません。
 - (1)お客さまの家族、同居人又は利用端末若しくは認証パスワード等の受領についての代理人などお客さまと同視すべき方による使用に起因する損害であるとき。
 - (2)お客さま、その家族、同居人又は代理人などお客さまと同視すべき方の故意若しくは重大な過失又は法令違反行為があるとき。
 - (3)当社に申告した紛失・盗難等又は被害状況の内容に虚偽があったとき。
 - (4)利用端末の利用・管理等について、お客さまに管理不十分、利用上の過誤その他の帰責性があるとき。
 - (5)認証パスワード等の利用・管理等について、お客さまが sp モードご利用規則等、d アカウント利用規約又は本規約その他当社による定めに違反した場合、その他お客さまに帰責性があるとき。
 - (6)当社に対する申告がなされた日から遡って 90 日より前の不正利用に起因する損害であるとき。
 - (7)損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随して生じた紛失・盗難等に起因する損害であるとき。

(8)その他本規約に違反する本サービスの利用に起因する損害であるとき。

- 3.当社が本条に基づき損害の補てんを行った場合には、お客さまは、当該補てんを受けた金額の限度で、お客さまが当該損害に関して不正行為者を含む第三者に対して有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を、別段の意思表示を要せず、当社に譲渡するものとし、当社は、これを取得します。

第18条（お客さまの情報の取扱い）

当社は、お客さまの情報の取扱いについて、別途当社の定める「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。なお、お客さまは、当社が別に定める「d 払い・ドコモ払い/サービス契約者に関する情報の第三者提供」「d 払い/クレジットカード決済に伴う第三者提供」及び「d 払い・ドコモ払い/債権譲渡に伴う情報の第三者提供」に同意する必要があります。

第19条（本サービスに関する責任）

1. 当社は、本サービスに関してお客さまに損害が発生した場合でも、責任を負いません。ただし、当社に故意又は過失がある場合にはこの限りではありません。
2. 当社は、当社の過失による債務不履行又は不法行為によりお客さまに生じた損害について、通常生ずべき直接の損害（お客さまが回線契約者であるか否かにかかわらず、sp モード規則及び sp モード細則に定める sp モードの付加機能使用料の1か月分に相当する金額を上限とします）に限り、賠償を行います。ただし、当社に故意又は重過失がある場合には、当該上限が適用されません。

第20条（反社会的勢力の排除）

1. お客さまは、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1)自ら（法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること。
 - (2)お客さまが法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3)お客さまが法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4)自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認

められる関係を有すること。

(6)お客さまが法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. お客さまは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかにでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

第21条（本規約の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客さまへ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降は当該変更内容が適用されるものとします。

(1)本規約の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき。

(2)本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第22条（準拠法及び管轄）

1.本規約の効力・履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

2.お客さまと当社との間で本サービス又は本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又はお客さまの住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則（平成27年12月1日）

本規約は、平成27年12月1日から実施します。

附則（平成29年8月25日）

この改定規約は、平成29年8月25日から実施します。

附則（平成30年2月21日）

この改定規約は、平成30年2月21日から実施します。

附則（平成 30 年 4 月 24 日）

この改定規約は、平成 30 年 4 月 24 日から実施します。

附則（令和元年 9 月 20 日）

この改定規約は、令和元年 9 月 26 日から実施します。

附則（令和元年 10 月 29 日）

この改定規約は、令和元年 10 月 29 日から実施します。

附則（令和元年 11 月 19 日）

この改正規約は、令和元年 11 月 19 日から実施します。

附則（令和 2 年 2 月 25 日）

この改正規約は、令和 2 年 2 月 25 日から実施します。

附則（令和 2 年 3 月 25 日）

この改正規約は、令和 2 年 3 月 25 日から実施します。

附則（令和 2 年 11 月 17 日）

この改正規約は、令和 2 年 11 月 26 日から実施します。

附則（令和 2 年 12 月 11 日）

この改正規約は、令和 2 年 12 月 17 日から実施します。

附則（令和 3 年 3 月 19 日）

この改正規約は、令和 3 年 3 月 26 日から実施します。

附則（令和 3 年 8 月 2 日）

この改正規約は、令和 3 年 8 月 10 日から実施します。

<<別紙>>

【d払い／ドコモ払いにおける利用可能な支払方法】

凡例 ●可 -不可

区分	課金方法	お客さまの状態	支払方法					dポイント進呈
			電話料金合算払い	クレジットカード払い	口座払い／ドコモ口座払い	dポイント充当	口座充当	
d払い (バーコード決済)	都度課金	回線契約者	●	●	●	●	-	●
		非回線契約者	-	●	●	●	-	●
d払い (ネット)	継続課金	回線契約者	●	●	-	●※1	-	●
		非回線契約者	-	●	-	●※1	-	●
	随時決済	回線契約者	●	●	-	●※2	●※2	●
		非回線契約者	-	●	-	●※2	●※2	●
	都度課金	回線契約者	●	●	●※3	●	●※4	●
		非回線契約者	-	●	●	●	-	●
d払い請求書払い	都度課金	回線契約者	-	-	●	-	-	-※5
		非回線契約者	-	-	●	-	-	-※5
ドコモ払い	継続課金	回線契約者	●※6	-	-	-	-	-※5
	随時決済	回線契約者	●※6	-	-	-	-	-※5
	都度課金	回線契約者	●	-	●※3	-	●※4	-※5

※1 初回決済時のみ充当可

※2 事前の設定が必要

※3 利用端末がiモード接続時は利用不可

※4 「電話料金合算払い」を支払方法として設定されている場合は、利用端末がiモード接続時のみ利用可能

※5 本規約第11条第4項に定める場合を除く

※6 継続課金/随時決済をご契約中にドコモ払い加盟店がd払い加盟店（ネット）となった場合、d払い加盟店（ネット）に変更となった月からd払いの継続課金/随時決済へ自動的に引継ぎがなされる場合あり